

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

令和8年7月31日公表

特定事業主名：宮城県

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①任期の定めのない常勤職員	88.2%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.6%
③全職員	83.8%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①本庁部局長・副部長相当職	105.1%
②本庁課長相当職	96.0%
③本庁課長補佐相当職	98.2%
④本庁係長相当職	94.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①36年以上	91.4%
②31～35年	94.3%
③26～30年	94.4%
④21～25年	90.3%
⑤16～20年	92.0%
⑥11～15年	87.9%
⑦6～10年	89.7%
⑧1～5年	94.2%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明】

<任期の定めのない常勤職員>

・扶養手当や単身赴任手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、各手当の受給者に占める男性の割合は両手当とも約9割となっている。
・一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額は男性が女性を上回っており、男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は約8割となっている。

<任期の定めのない常勤職員以外の職員>

・主に「再任用職員等」と「会計年度任用職員」に分けられ、それぞれの区分における男女の給与の差異は、「再任用職員等」が103.1%、「会計年度任用職員」が89.8%となっている。
・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」全体に占める「会計年度任用職員」の割合は約7割となっており、男女別に見ると男性で約5割、女性で約9割となっている。

<全ての職員>

・男性については「任期の定めのない常勤職員」の占める割合が約9割となっている一方で、女性については「任期の定めのない常勤職員」の占める割合が約7割となっている。